

香川県坂出市地域おこし協力隊（国際交流推進マネージャー）募集要項

坂出市国際交流協会を拠点に、市内に暮らす外国人との共生に向けた地域づくりを進める国際交流推進マネージャーを募集します。外国人との共生を図るためには、外国人コミュニティと、行政や企業、地域住民の間に入って関係づくりをする「つなぎ役」が必要です。この「つなぎ役」には、より活動の自由度が高く、移住者目線で必要な支援に取り組んでいただける地域おこし協力隊がふさわしいと考えています。

坂出に住んでいる日本人も外国人も、誰もが暮らしやすく活躍できるまちにしたい。人種や国籍、年齢、性別に関わらず、みんなが笑顔で暮らし、助け合えるまち「さかいで」を一緒に作りませんか。

業務概要	国際交流推進マネージャー【委託型】 想定している業務は以下のとおりですが、すべての業務を同時に進める必要はありません。市との協議の上、業務の優先順位を設定し、任期中の活動計画を段階的に策定します。 【想定している業務】 ①地域住民と在住外国人の交流促進 ・異文化理解、多文化共生のための事業やイベントの企画実施 ・地域イベントへの在住外国人の参加の促し ②地域の課題発見とその解決のための支援 ・在住外国人への生活支援、ゴミの分別や防災などの生活に関するセミナーの開催 ・日本語教室の運営補助（毎週日曜日 14:00～15:30） ・在住外国人への情報発信（市の施策や地域のイベントなど）と情報収集（課題吸い上げ） ・その他、地域課題解決のための支援体制の構築 ③外国人が暮らしやすく、活躍できる地域づくり ・地域内における外国人コミュニティの把握 ・外国人コミュニティリーダーの発掘・育成 ・地域住民の国際理解を深めるための講座等の実施 ・日本人サポーターの育成 ④坂出市国際交流協会の法人化と地域移行および運営マネジメント ⑤その他市長が認める業務
募集対象	①現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域を除く）に居住し、業務委託契約を締結するまでの間に、坂出市へ住民票を異動し居住できるかた

	②応募時点で 20 歳以上 45 歳未満 ③普通自動車免許を所持しているかた（A T 限定可） ④パソコン（ワード、エクセル、パワーポイントなど）の一般的な操作ができるかた ⑤心身ともに健康で、地方都市の活性化に意欲があり、地域の特性や風習を尊重して、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れるかた ⑥地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しないかた ⑦活動期間終了後、坂出市で就業または起業する等、定住する意欲のあるかた ⑧外国語能力があるとより望ましいですが、日本語でも問題ありません。人と関わるのが好きなかた、イベントの企画や調整、運営が得意なかた、国際交流に興味のあるかた大歓迎！
募集人数	1 名
活動場所	香川県坂出市街地および市内周辺エリア ※活動拠点は、坂出市国際交流協会（坂出市秘書広報課内）
活動時間	①原則として、週 4 日間の活動とします。 ②1 日の活動時間は、原則として 8 時 30 分～17 時 15 分とします。 ③活動の特性上、業務の状況やイベント等により、活動日や活動時間は変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
委託形態・期間等	①坂出市と業務委託契約を締結し、この契約に基づいて業務を実施していただきます。坂出市とは雇用関係にないため、健康保険および年金等はご自身で加入し、保険料等を負担いただくことになります。加入にあたっては市職員がサポートします。 ②地域おこし協力隊は、坂出市長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。 ③次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。（最初の委嘱の日から最長 3 年間） ④地域おこし協力隊として、ふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても契約を取り消すことがあります。 ⑤活動に差し支えない範囲で副業が可能です。ただし、副業をする場合は、必ず担当課と事前協議を行うようにしてください。 ⑥月に 1 回、実際活動した内容・時間・所要経費等について書面等により報告をしていただきます。また、活動経費の整理を行うとともに、帳簿や領収証等の使途が確認できる書類についても併せて提出をお願いします。 ⑦市から別途要請があった場合は、活動報告会等を行っていただきます。

委託料	(1) 地域おこし協力隊事業委託料 年額 3,192,000 円 (税込) 上記金額は委託限度額であり、委嘱期間が1年に満たない場合は、委託限度額を12で除した額に委嘱期間の月数を乗じた額とします。※例えば、委嘱期間が4か月の場合、年額1,064,000円(税込)となります。 (2) 地域おこし協力隊活動経費 年額 2,000,000 円 (税込) ①上記金額は委託限度額であり、委嘱期間が1年に満たない場合は、委託限度額を12で除した額に委嘱期間の月数を乗じた額とします。※例えば、委嘱期間が4か月の場合、年額666,000円(税込)となります。 ②本業務に必要となる以下の経費については、毎月の活動報告等の内容を審査し、適正と認められるときは活動経費とします。 ・住居借上料 (共益費含む。月額上限を58,000円) 敷金・礼金など初期費用についても100,000円を限度に対象とします。ただし、駐車場代、生活必需品、光熱水費は自己負担とします。 ・傷害損害賠償保険 (年額上限25,000円) ※活動中の自身の傷害、第三者へ損害を与えた場合に対応する保険へ加入してください。 ・活動旅費、研修・資格取得費、活動に必要な消耗品費等、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務官通知)に基づいて、市が適正と認めたもの。 ※適正と認めた場合でも、市と協議の上、経費の支払いに別途上限額を設ける場合があります。 ・上記金額は、全て税込金額とします。
申込受付期間	令和6年8月26日(月)～ 令和6年9月9日(月) ※令和6年9月9日(月)必着とします。
応募・選考方法	応募用紙に必要事項を記入の上、メールまたは郵送でご提出ください。 【提出書類】 ①坂出市地域おこし協力隊申込書(様式1) ②地域おこし協力隊活動目標レポート(様式2) ③住民票の写し(提出日から3か月以内に取得したもの) ④運転免許証の写し(表と裏) 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

	【提出先】 〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号 坂出市秘書広報課 TEL0877-44-5000 E-mail:his yokouhou@city.sakaide.lg.jp 【選考方法】 ①第一次選考（書類選考） ・申込書等を受理後、書類選考を行います。 （選考結果は文書にて通知） ・第一次選考合格者には、第二次選考等の日時等を通知します。 ②第二次選考（対面面接） ・第一次選考合格者を対象に、坂出市内で対面面接を行います。 詳細は別途通知します。 ・第二次選考のための必要な交通費および宿泊費等は個人負担となります。 ③選考結果の通知 ・選考の可否については、文書にて通知します。
その他	①本市までの交通費、引っ越し等に必要な経費については、自己負担となります。 ②選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。 ③提出された個人情報については、本申込のみに使用し、その他の目的には使用しません。 ④その他不明な点は、下記までお問い合わせください。

<お問合せ先>

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

坂出市政策部秘書広報課

TEL : 0877-44-5000 Fax : 0877-44-5661